

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化リスクが高い高齢者等の感染拡大を防止するため、高齢者施設等における当該施設の従業員等を対象とした自主検査の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 感染警戒レベル 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部が決定する、新型コロナウイルス感染症に係る県独自の感染警戒レベルをいう。

(2) PCR等検査 新型コロナウイルス感染症に係るPCR法等による核酸検出検査、抗原定量検査又は抗原定性検査をいう。

(3) 行政検査 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条の規定に基づく検査をいう。

(交付の対象)

第3 交付の対象は、感染警戒レベルが4以上となった地域において実施する、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 別表1に掲げる施設及び事業所（長野市及び松本市に所在するものを除く。以下「施設等」という。）の設置者又は運営者が、別表2に掲げる者（以下「検査対象者」という。）を対象として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、自主的に実施するPCR等検査

(2) 前号に定めるPCR等検査の実施に係る経費に対して、市町村（長野市及び松本市を除く。以下同じ。）が補助する事業（補助率及び補助上限額が、第4第1項第1号に定める補助率及び補助上限額以上である事業に限る。）

2 前項のPCR等検査は、感染警戒レベルが4以上となっている期間及び感染警戒レベルが4以上から3以下に引き下げられた日から2週間（以下「対象期間」という。）以内に実施されるものとし、施設等が提供するサービスを受けるために、当該施設等へ新たに入所する者にあつては、当該対象期間中において一人につき1回を限度とする。なお、検査対象者が行政検査又は保険診療による検査の対象者である場合は、交付の対象としない。

(交付の額の算定方法)

第4 交付の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 第3第1項第1号の事業

対象期間ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 検査対象者のPCR等検査ごとに令和4年4月1日以降に発生した別表3に定める対象経費の実支出額に補助率 2/3 以内を乗じて得た額と補助上限額 15,000 円とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 第3第1項第2号の事業

市町村に所在する施設等ごとの前号の規定により算出された額の合計額

(交付の条件)

第5 次の各号に掲げる事項は、交付の条件とする。

(1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(2) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。

(交付の申請及び実績報告)

第6 規則第3条に規定する申請書及び規則第12条に規定する実績報告書は、第3第1項第1号の事業にあつては高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1-1号)とし、同項第2号の事業にあつては高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1-2号)とする。

2 規則第3条及び第12条に掲げる関係書類は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 第3第1項第1号の事業

ア 実績報告書兼事業精算書(様式第2号)

イ 実績報告書(施設・事業所内訳書)(様式第3号)

ウ 補助事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本

エ 受検したPCR等検査に要した費用を証する領収書等の写し

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 第3第1項第2号の事業

ア 実績報告書兼事業精算書(様式第4号)

イ 補助事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本

ウ 市町村の補助金の額の確定通知書の写し

エ 市町村の補助金交付要綱

オ その他知事が必要と認める書類

3 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(補助金の交付の請求)

第7 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、高齢者施設等

における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助金支払請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（書類の提出部数）

第8 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、1部とする。

（細則）

第9 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年2月26日付け2医第522号、2地福第477号、2介第749号、2障第772号）
この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則（令和3年6月8日付け3医第79号、3地福第175号、3介第225号、3障第207号）

- 1 この要綱は、令和3年6月8日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。
- 2 令和3年4月1日から令和3年4月18日までの間に施設等の設置者又運営者が検査対象者を対象として自主的に実施したPCR等検査（対象期間内に実施したものに限り。）については、実際の実施回数にかかわらず、実施回数を1回とみなして、第4第1項第1号の規定を適用する。

附 則（令和4年3月29日付け3医第563号、3地福第657号、3介第936号、3障第891号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の要綱第2第3号及び第4号の規定並びに第3第1項の規定（第1号及び第2号の規定を除く。）は、令和4年1月27日以降に自主的に実施したPCR等検査に係る令和3年度の補助金から適用する。

附 則（令和4年6月17日付け4医第122号、4地福第172号、4介第144号、4障第301号）

- 1 この要綱は、令和4年6月17日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の要綱第2及び第3の規定は、令和4年5月23日以降に自主的に実施したPCR等検査について適用し、令和4年4月1日から同年5月22日までに自主的に実施したPCR等検査については、なお従前のおりとする。

別表 1 (第 3 条関係)

区分		対象施設及び事業所
高齢福祉関係	施設	介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む。)、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、生活支援ハウス
	通所・訪問事業所	通所介護(地域密着型、認知症対応型を含む。)、療養通所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護(看護を含む。)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、介護予防・生活支援サービス事業(介護予防ケアマネジメントを除く。)
障がい福祉関係	施設	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、福祉ホーム
	通所・訪問事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、障害児通所支援事業所、地域活動支援センター、精神障害者共同作業所
生活保護関係	施設	救護施設
医療関係	施設	PCR等検査の実施日現在、検査機器等を有していない病院

別表 2 (第 3 条関係)

区分	検査対象者
高齢福祉関係 障がい福祉関係 生活保護関係	①施設等において当該施設等の業務に従事している者(非常勤職員及びボランティアを含む。) ②委託契約等に基づき、施設等に立ち入る委託業者等の従業員 ③施設等(救護施設を除く。)が提供するサービスを受けるために、当該施設等に新たに入所する者
医療関係	施設において当該施設の業務に従事している医療従事者及び事務職員(非常勤職員を含む。)

別表 3 (第 4 条関係)

対象経費
検査料金、検体の郵送・配送料、検査に要する診療費(陽性が判明した際の診療費を含む。)その他のPCR等検査の実施に必要な費用